

車いす兼用エレベーターに関する標準

1. 適用範囲及び趣旨

本標準は、乗用（人荷共用、非常用エレベーターを含む）及び寝台用エレベーターにおいて、車いす使用者が利用することが可能なかご、出入り口の寸法、及び車いす使用者が利用する際の必要な装置、機能について定めたものである。

この車いす兼用エレベーターは、健常者はもとより、単独で外出できる行動能力を有する車いす利用者を対象としている。

エレベーターの操作方式が群乗合方式、又は群管理方式の場合は、予め定めたグループ中の特定のエレベーター1台、又は隣接する2台のエレベーターを車いす兼用エレベーターとする。

なお、本標準に定める車いす使用者用の装置、機能を部分的に付加したエレベーターは車いす兼用エレベーターとは呼ばない。

2. 内容

2. 1 かご寸法は、車いす兼用として使用するのに必要な寸法とする。

(1) 手動車いすで、車いすの寸法が全幅650mm以下、全長1100mm以下の場合

1) 車いすがかご内で、180° 転回できる仕様の場合、かごの内に最小寸法は、間口1400mm×奥行1350mmとする。

2) 車いすがかご内で転回できない仕様の場合、かごの内に最小寸法は、間口1000mm×奥行1100mmとする。

(2) 手動車いすで、車いすの寸法が全幅700mm以下、全長1200mm以下の場合

1) 車いすがかご内で、180° 転回できる仕様の場合、かごの内に最小寸法は、間口1500mm×奥行1350mmとする。

2) 車いすがかご内で転回できない仕様の場合、かごの内に最小寸法は、間口1000mm×奥行1350mmとする。

(3) 電動車いすの場合

車いすがかご内で転回しないことを前提に、かごの内に最小寸法は、間口1000mm×奥行1350mmとする。

【解説】

本標準は、単独で外出できる行動能力を有する車いす使用者が、車いすに乗ったまま、乗降できるようなかご、出入り口の寸法、及び操作しやすいような専用の乗場ボタン、かごボタン等の取り付け位置を定めると同時に、専用ボタンに応答して停止した場合の戸の開いている時間（戸の開放時間）を延長する等、車いす使用者の利用に際し、その安全性を向上させるために必要な諸機能を定めたものである。

群乗合方式又は群管理方式のように複数台のエレベーターを一群として運転管理する方式において、予め定めた特定のエレベーター1台、又は隣接するエレベーター2台を車いす兼用エレベーターとしたのは、下記理由によるものである。

① 車いす使用者が待っていた場所より、遠い位置のエレベーターが到着した場合においても、車いす使用者が当該エレベーターへアプローチし、乗り込むための時間を確保するため、グループ中の全エレベーターの戸の開放時間を延長したのでは、エレベーター全体の運転効率は著しく低下する。

② 到着したエレベーターが満員で乗れなかった場合、次に到着したエレベーターへのアプローチが難しいことから、車いす使用者にとって、専用の乗場ボタンの呼びに必ず応答する特定のエレベーターの前で待っていたほうが利用しやすいと考えられる。

なお、単独で外出できる行動能力がない車いす使用者の場合は、当然のことながら外出時には介護者が付き添っていることが想定されるので、エレベーターに乗るときにおいても、介護者が添乗することを前提としている。

【解説】

かご寸法は以下に示す条件を考慮に入れて定めている。

(a) 手動車いすがかご内で180° 転回できる仕様は、車いす使用者が前進で乗り込み、かご内でその方向を替えて前進で降りることと、車いす使用者の他に何人かの人が同時に乗り合わせができる条件とした。

(b) 手動車いすがかご内で転回できない仕様は、車いす使用者が前進（又は後進）で乗り込み、その向きを変えず後進（又は前進）で出ることとし、添乗者または車いす使用者の他に利用者が少なくとも一人同乗できる条件とした。

(c) 電動車いすの場合は、車いす使用者が前進（又は後進）で乗り込み、その向きを変えず後進（又は前進）で降りることとし、添乗者又は利用者が同乗しなくても電動車いすの操作及びエレベーターの操作が単独で行える車いす使用者を前提条件とした。

車いす兼用エレベーターとしては、車いすがかご内で180° 転回できることが望ましいが、建物の規模等により車いすをかご内で180° 転回できるかご寸法を有するエレベーターの設置が困難な場合を考慮し、車いす兼用エレベーターの普及促進の見地から前記(b) 又は(c) の条件も本標準に含めた。又、電動車いすは回転半径が大きく、通常の乗用エレベーターのかごの大きさではかご内で転回することはできない。このため、電動車いすがかご内で180° 転回できる仕様は、現実的でなく本標準の適用範囲から除外した。

車いすのJIS規格の寸法を図1, 2, 3に示す。最新のJIS規格（手動車いす：1998年版、電動車いす：1999年版）では手動車いす、電動車いすとも、全幅700mm以下、全長1200mm以下と定めているが、現状では、手動車いす、電動車いすとも、旧JIS規格の全幅650mm以下、全長1100mm以下のものも多く使用されていることを考慮し、(a)～(c)の使用条件で、新、旧JIS規

格の車いすに対応することができるエレベーターの機種を表1に示す。

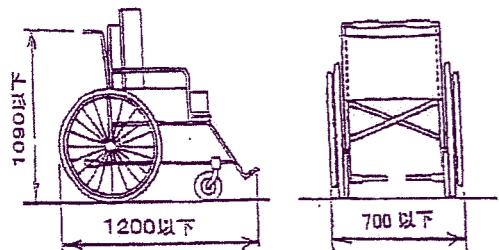


図1 JIS T9201(1998)手動式車いすの寸法(単位 mm)

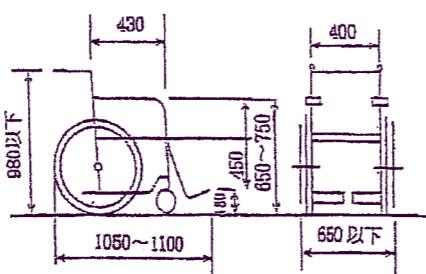


図2 旧 JIS の手動式車いすの寸法(単位mm)

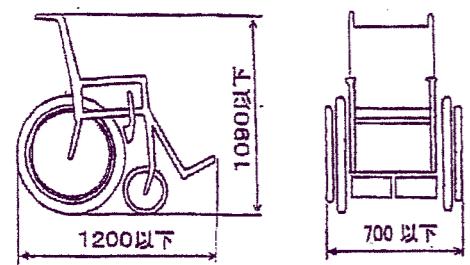


図3 JIS T9203(1999) 電動車いすの寸法 (単位mm)

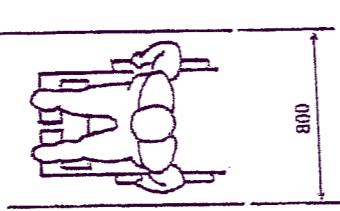


図4 車いすの通行に要する最小幅(単位mm)

表1. 新、旧 JIS 規格の車いすと JIS A4301 で定めるかごサイズとの関係 (単位 : mm)

項目		(a) の条件(手動車いす)	(b) (c)の条件(手動、電動車椅子)		
使い方		かご内で車いすの向きを変える		乗り込んだ状態でそのまま出る	
かご寸法 間口(W)×奥行(D)		1500W ×1350D	1400W ×1350D	1000W ×1350D	1000W ×1100D*
車いす寸法 全幅×全長		700 以下 ×1200 以下	650 以下 ×1100 以下	700 以下 ×1200 以下	650 以下 ×1100 以下
最小出入口幅		800	800	800	800
適用機種 (JIS A 4301)	P型	P-6	—	—	—
	P型	P-9	—	—	○
	P型	P-11	—	○	○
	P型	P-13	○	○	○
	P型	P-15	○	○	○
	R型	R-6	—	—	○
	R型	R-9	—	—	○
	B型	B-750	—	—	○
	B型	B-1000	○	○	○

* 約 100mm 幅のかごの蹴込み部分を使用し、旧 JIS 規格の手動車いすを収納可能とした。

(注) ハートビルに基づく利用円滑化基準、利用円滑化経路、及び各地方の条例により設置されるエレベーターは各規定に適合した機種を選択しなければならない。

2.2 エレベーターの出入り口の有効幅は 800mm 以上とする。

【解説】

車いすが支障なく通過することができる通路幅は、最小限 780mm とされていることと、及び国際障害者シンボルマークの掲示基準を参考にして、本標準ではエレベーター出入口の有効幅を 800mm 以上とした。(図 4)

しかしながら、出入り口の有効幅 800mm が標準の P-11 以下の乗用エレベーター、又は R 型エレベーターにおいて、昇降路の間口が出入り口の有効幅を 900mm とすることが可能な寸法であれば、車いす使用者がエレベーターにスムーズに乗降できるよう、出入り口の有効幅を 900mm とすることが望ましい。

なお、エレベーターが停止し戸開状態のときに、戸の安全装置(セーフティシュー)が出入り口全高に亘り約 10mm 前後突出するが、セーフティシューは出入口を乗客が通過する部分の可動式の安全装置であり、この寸法は出入り口の有効幅の算定に含めないものとする。

2.3 付加仕様

(1) 専用乗車ボタン

各階乗場の出入口には車いす使用者が利用しやすい適当な位置に専用ボタンを設ける。専用ボタンの呼びによりかごが着床したときは、戸の開放時間を延長する。

(2) かご内専用操作盤

かご内左右の 2 面の側板には車いす使用者が利用しやすい適当な位置に操作盤を設ける。各操作盤には行先ボタンを設け、又操作盤のうち少なくとも、一面には呼びボタン付きインターホンを取付ける。専用操作盤の行先階ボタンの呼びに応答してかごが着床したときは、戸の開放時間を延長する。

(3) かご内鏡

かご内背面の側板にガラス製、又は金属製の平面鏡を設ける。

(4) 乗降者検出装置

かごの出入口には通常セーフティシューの他、光電式、静電式又は超音波式等で、乗降者を検出し、戸閉を制御する装置を設ける。光電式の場合は光電ビームを 2 条以上設ける。

(5) かご内専用位置表示器

かご内の専用操作盤又はかごの背面側壁のいずれかにかご内専用位置表示器を一面設ける。

(6) 障害者施設用シンボルマーク

車いす兼用エレベーターの専用乗場ボタン、及びかご内専用操作作盤の近傍に障害者用施設を表すシンボルマークを設ける。

【解説】

(1) 専用乗場ボタン

一般乗場ボタンとは別に、専用乗場ボタンを設ける。(図 5) この専用乗場ボタンの高さは車いすに乗った人が操作しやすい高さとして、1m 程度を推奨する。また、エレベーターホールは車いすで回転が可能な広さとして 1.5m×1.5m 以上を確保されるべきであり、従って専用乗場ボタンは一面で十分である。

乗場専用ボタンに応答して着床した場合の戸の開放時間は、車いす使用者の乗り込みを考慮して、10 秒程度とすることが望ましい。

(2) かご内専用操作盤

一般乗客用の主操作盤とは別に、以下の各機器を取り付けた専用主操作盤、専用副操作盤を設ける。(図 6, 7)

一般乗客用の主操作盤と車いす用専用主操作盤は、インターфонのハウリング等を考慮し、対角の位置にすることが望ましい。(図 8)

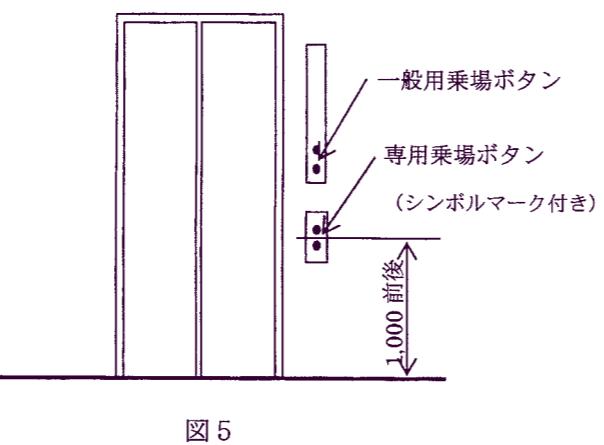


図 5

専用主操作盤：行先ボタン、戸開閉ボタン、
インターфон、インターфон
呼びボタン、かご位置表示灯、
方向灯（背面側壁に設けない
場合）、シンボルマーク

専用副操作盤：行先ボタン、戸開閉ボタン、シンボルマーク

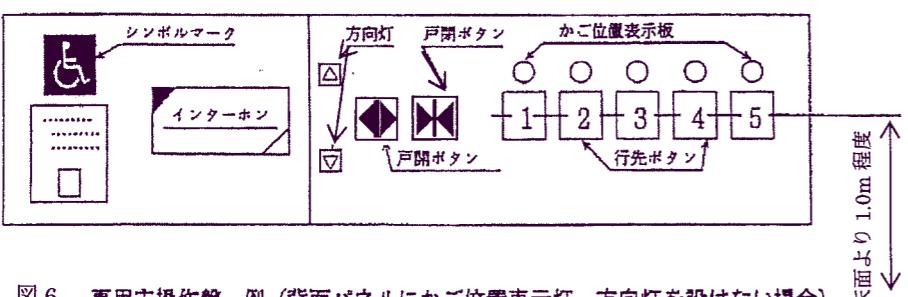


図 6 専用主操作盤一例（背面パネルにかご位置表示灯、方向灯を設けない場合）

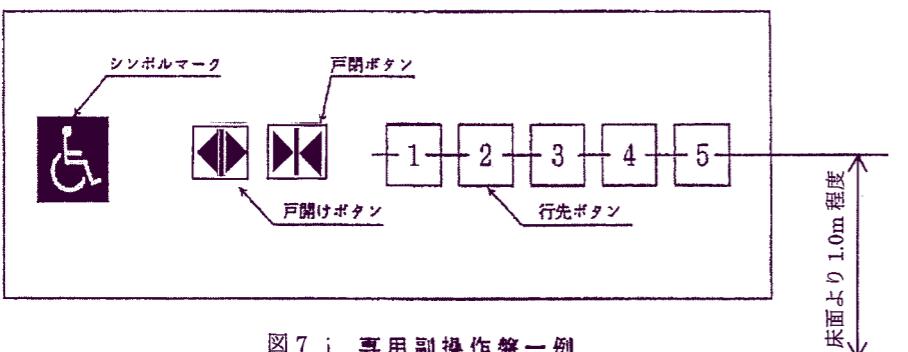


図 7 専用副操作盤一例

なお、専用操作盤の行先ボタンの高さは、車いす使用者が比較的容易に使用できるように一番高いもので床面上 1.5m 以下にすべきであり、同ボタンに応答して停止した場合の戸の開放時間は 10 秒程度とすることが望ましい。

専用主操作盤、専用副操作盤に新たに戸閉ボタンを取り付けたのは、車いす使用者が自ら戸閉めを促進したい場合があり、操作性及び運転効率の向上を図るためである。



図 8 かご内操作盤配置例



図 9 シンボルマーク

(3) かご内鏡

かご内鏡は、かごに前進で乗り込んだ車いす使用者が戸の開扉状態、出入口の足元、及び他の利用者の有無等を確認するために設置するものであり、ガラス製（合わせガラス又は線入りガラス）又は金属製の平面鏡とする。車いす使用者が前進で乗り込んで、後進で出る場合は出入口の足元を見やすくしておく必要があることを考慮し、鏡の大きさは、幅 0.5m～0.7m 以上、鏡の下端は床面から 0.5m 程度、上端は床面から 1.9m 程度とする。鏡の下端の高さを床面から 0.5m としたのは、車いすのフットレスト等が鏡面に当たることによる、鏡の損傷を防止するためである。

なお、展望用エレベーター、2 方向出入口のエレベーター、あるいはトランク付きエレベーターの場合は、上記平面鏡と同等以上の視角を確保できる合成樹脂製等の凸面鏡、平面鏡等とし、取付位置は鏡を設ける目的を満足する位置とする。

(4) 乗降者検出装置

かごには通常セーフティシューが設けられているが、さらに車いす使用者の安全を図るために光電式、静電式、又は超音波式等のいずれかの乗降者検出装置を設ける。光電式は、光電ビームを 2 条以上設置する方式とする（マルチビーム方式でも可）。光電ビームを 2 条設置する場合の取付け高さは、車いす使用者の足の先端部及び大腿部を対象とし、その高さは床面より 0.2 m 及び 0.6m 前後とする。非常用エレベーターを兼用する場合、乗降者検出装置は「JEAS-A505 非常用エレベーターの使用機器仕様に関する標準」に基づき非常運転時には不感とする。（ただし、セーフティシューは呼び戻し運転中は有効）

(5) かご内専用位置表示器

かご位置表示器は、かご内の専用主操作盤又は背面側壁のいずれかに一面設ける。

(6) 障害者施設用シンボルマーク

専用乗場ボタン、かご内専用主・副操作盤には図9に示す障害者施設用シンボルマークを取付け、一般利用者及び車いす使用者の適切な利用を促す。

なお、以前の標準では、「車いす使用の方はシンボルマーク付きの操作盤をご利用下さい。」、「電動車いすでは利用できない場合があります。係員にご相談下さい。」という案内表示の利用名板を取り付けることについていたが、以下の理由により、利用名板の設置は推奨しないことに変更した。

1) 障害者用シンボルマーク自体が世の中に浸透しており、あえて障害者施設用シンボルマーク付きの操作盤の使用を促す必要性がなくなってきた。

2) 一般的普及しているJISサイズの車いすが収納可能である。

その他、車いす使用者及び高齢者に配慮した設備について記載する。

1) 高齢者あるいは目の不自由な方への配慮としては、床下0.8m程度の位置に手すりを設けることが考えられる。但し、大きさに余裕のないかごサイズでは、手すりを取り付けることによって車いす使用者が移動する際のスペースが制限され、かえって使いづらくなることがあるので設置計画においては十分に考慮すること。

2) エレベーターホールに至る通路幅は0.9m以上の確保が望ましい。又、乗降ロビーの大きさについて、ハートビル法（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律）では、その幅及び奥行寸法を、利用円滑化基準として1.5m以上、利用円滑化誘導基準としては1.8m以上と定めている。

3) かご内の防犯や事故時の安全確保のため、防火区画上支障のない限り、乗場戸及びかご戸にかご内が確認できるガラス窓を設置することが望ましい。窓を付ける場合、乗場戸窓はJEAS-006に、かご戸の窓はJEAS-BOO3に準拠したものとすること。

- ・高齢者・身体障害者等の利用を配慮した建築設計標準 国土交通省 平成15年
- ・ハートビル法逐条解説2003 日本建築行政会議 平成16年
- ・公共サービス窓口における配慮マニュアル 障害者施策推進本部 平成17年
- ・東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル 東京都 平成12年
- ・神奈川県福祉のまちづくり整備ガイドブック 神奈川県 平成14年
- ・京都府福祉まちづくり条例施設整備マニュアル 京都府 平成17年
- ・埼玉県福祉のまちづくり整備ガイドブック 埼玉県 平成17年
- ・岡山県福祉のまちづくり条例解説 岡山県 平成12年
- ・誰もが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例解説集 滋賀県 平成17年
- ・沖縄県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル 沖縄県 平成10年

沖縄県福祉のまちづくり条例整備マニュアル検討会

- 座長 村上 有慶（沖縄職業能力開発大学校助教授）
 委員 清水 肇（琉球大学工学部助教授）
 委員 大城 和子（（有）エン設計専務取締役）
 委員 金城 傑（（有）K・でざいん代表取締役）
 委員 永山 盛孝（団設計工房所長）
 委員 上里 一之（沖縄脊髄損傷者連合会会長）
 委員 大川 巍（沖縄県土木建築部建築指導課指導班長）
 委員 渡久地 良彦（沖縄県土木建築部北部土木事務所主幹兼建築課長）

3. 適用時期

本標準は平成16年10月以降に工場出荷するエレベーターより適用することとするが、それ以前に出荷するものに適用してもよい。

沖縄県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル（建築物編）

— 平成28年5月 増版刷 —

編集発行 沖縄県（子ども生活福祉部障害福祉課）
 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
 電話 098-866-2190 FAX 098-866-6916
 E-mail aa029017@pref.okinawa.lg.jp

ホームページアドレス
<http://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/shogaifukusi/keikaku/fukumachi/index.html>

編集協力 社団法人沖縄県建築士会
 〒901-2101 沖縄県浦添市西原1-4-26
 電話 098-879-7727 FAX 098-870-1710

印刷 有限会社 興南アイドマ印刷
 〒902-0072 沖縄県那覇市真地388番地6
 電話 098-833-1122 FAX 098-833-1144